

千葉県妊産婦歯科健診実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊産婦の口腔内の健康の保持及び増進を図るため、母子保健法（昭和40年法律第114号）第13条の規定により千葉県（以下「甲」という。）が一般社団法人千葉県歯科医師会（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する妊産婦歯科健診（以下「歯科健診」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 妊婦 妊娠中の者をいう。
- (2) 産婦 出産した日から1年未満の者をいう。
- (3) 健診実施医師 乙会員である歯科医師の中から乙が推薦した者をいう。

(実施対象者)

第3条 歯科健診の対象者は、本市に住所を有する妊婦及び産婦とする。

(実施方法)

第4条 歯科健診の実施については、健診実施医師（以下「丙」という。）が行うものとする。

- 2 歯科健診は、妊婦1回及び産婦1回とし、実施時期及び健診内容については別表1のとおりとする。
- 3 歯科健診を受けようとする者は、妊婦歯科健診受診票（様式第1号）又は産婦歯科健診受診票（様式第2号）（以下「受診票」という。）を丙が別途指定する日時に持参し、受診するものとする。

(結果の記載及び事後指導)

第5条 丙は、健診の結果を妊産婦歯科健診結果表に記載するものとする。

- 2 前項の結果を受けて、市長は、当該妊婦及び産婦に対し、必要に応じて保健指導を実施するものとする。

(受診票の交付)

第6条 受診票は3枚複写とし、1部は請求用（以下「受診票（請求用）」という。）、1部は医療機関控用及び1部は母子健康手帳貼付用とする。

- 2 受診票の交付については、千葉県母子健康手帳取扱要領を準用し、転入者については、対象となる時期の受診票を交付する。

(費用の請求、審査、支払)

第7条 丙が歯科健診を行った場合、これに要した費用（以下「歯科健診料」という。）は、市長が審査支払に係る事務を委託した機関（以下「委託契約機関」という。）に請求するものとし、別途委託契約機関が定める送付書に受診票（請求用）を添えて送付する。

- 2 委託契約機関は、内容を審査し、丙からの受診票取り扱い枚数と歯科健診料を記載した請求内訳書を添えて市長に請求するものとする。
- 3 委託契約機関は、市長から歯科健診料の支払いがあったときは、前項の請求内訳書に基づいて、指定金融機関を通じて丙に支払うものとする。
- 4 歯科健診料については、別に定める。
- 5 歯科健診料の審査及び支払いに対する事務の委託については、別に定める。

(市民への周知)

第8条 市長は、歯科健診の円滑な実施を図るため、市民への周知に配慮するものとする。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行するものとする。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により利用されている書類は、改正後の様式によるものとしてみなす。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行するものとする。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により利用されている書類は、改正後の様式によるものとしてみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行するものとする。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により利用されている書類は、改正後の様式によるものとしてみなす。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行するものとする。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により利用されている書類は、改正後の様式によるものとしてみなす。

別表1 (第4条第2項)

対象者	実施時期	健診内容
妊婦	妊娠中	う蝕の有無、歯石の有無、歯周疾患の有無
産婦	出産した日から1年未満	